

東都大学野球連盟キャリア支援勉強会 2024 ブース出展規約

東都大学野球連盟キャリア支援勉強会 2024(以下「本勉強会」といいます。)へブース出展する会社・団体など(以下「出展者」といいます。)は、本ブース出展規約(以下「本規約」といいます。)に定められた条件に従ってブース出展を行うものとします。なお、本規約にある「主催者」とは、株式会社へキサを指します。

第1条 ブース出展申込み方法及び契約成立条件

- 申込み
- ブース出展申込者は、主催者が運営する公式ウェブサイト(https://www.hexa-shinro.com/tohto2024/)上の「予約申込 兼 同意」フォームよりお申し込みください。なお、申込者は、ブース出展申込み会社・団体において当該業務の職務権限を有する方であることとします。
 - 主催者は、「予約申込 兼 同意」を受領した後、記載事項を確認し支障がないと判断した後、ブース出展可否における審査(審査内容は開示致しません)を実施いたします。審査通過時に、受入の旨をブース出展申込者にメールにて通知するものとします。なお、主催者がブース出展申込者に受入の旨をメール通知した日(以下「基準日」といいます。)に「ブース出展契約」が成立します。同時にブース出展契約者は「出展者」としての権利が行使できるようになります。
 - 主催者は、審査(審査内容は開示いたしません)の結果、本勉強会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、独自の判断でブース出展申込みをお断りすることがあります。

第2条 ブース出展料の請求・支払

- 第1条に基づき「ブース出展契約」が成立した場合、ブース出展契約者は、主催者が発行する請求書で指定する方法により、支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は、ブース出展申込者が負担するものとします。
- ブース出展契約者が上記1項の通り支払を行わない場合、主催者は、当該「ブース出展契約」が解約されたものとみなすことができます。

第3条 ブース出展契約の解約等と解約料

- 「ブース出展契約」成立後は、出展者の希望による「ブース出展契約」の解約・ブース出展数の削減は原則として認められないものとします。
- 前項にかかわらず、出展者が止やむを得ない理由により「ブース出展契約」の解約・ブース出展数の削減を希望する場合には、主催者に対し、その理由などを明記した書状または E メールによる解約申込通知あるいはブース出展数の削減申込通知を送付するものとします。主催者が「ブース出展契約」の解約あるいはブース出展数の削減を受入する場合は、出展者が、解約あるいはブース出展数削減の申出日から本勉強会開催初日までの期間に応じた下記の解約料あるいは、一部解約料(以下まとめて「解約料」といいます。)を主催者が定めた日までに主催者に支払うことを条件として、「ブース出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。
 - 開催初日から起算して60日前から31日前まで = ブース出展料(税込)の50%
 - 開催初日から起算して30日前から15日前まで = ブース出展料(税込)の80%
 - 開催初日から起算して14日前から開催初日まで = ブース出展料(税込)の100%
- 前項に基づき出展者が解約通知を行った時点、あるいは出展者がブース出展を取り消したものとみなされた時点で、出展者が既に主催者に対してブース出展料の全部または一部の支払を行なっている場合には、全各項に定める解約料は、当該支払済みのブース出展料から充当されるものとし、充当後、残金がある場合は、主催者の定めた方法及び期日に従い主催者から出展者に返金されるものとします。

第4条 ブース出展料

ブース出展料は、主催者が公式ウェブサイト等に別途記載する「出展企業募集要項」の記載通りとします。

第5条 ブース出展位置の決定

主催者がブース出展位置を決定するものとします。ただし、プレミアムコースでの出展者に限り、出展位置を優先的に決める権利を行使することができるものとします。

第6条 ブースの転貸などの禁止

出展者は、自社分のブースを主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

第7条 共同ブース出展・グループブース出展の取扱い

二つ以上の会社・団体がブース出展を申込み場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体(以下「代表出展者」といいます。)が申込みを行い、共同ブース出展者の名称・連絡先等については別途主催者へ通知するものとします。なお、主催者からの連絡、来場者案内品などの送付は、代表出展者に対してのみ行うこととさせていただきます。

第8条 入場者の個人情報

出展者が来場者から個人情報を受け取った時点で、出展者には個人情報保護義務が発生します。個人情報は、インターネットあるいは採用活動における本人への連絡以外の目的では利用できません。個人情報は、紛失・盗難等の事故を防ぐために厳重に管理してください。受け取った個人情報を残したままブースを無人にしないでください。主催者は、出展者が受け取った個人情報について保管責任を負わず、出展者の個人情報紛失または目的外利用等により主催者が学生に損害賠償を請求された場合、主催者は出展者に求償請求します。

第9条 出展物等の設置・ブース装飾及び撤去

出展者や来場者による出展物に関わる撮影、録音、記録等の可否の許可については出展者の責任において行っていただきます。主催者は本勉強会を記録するために、会期中に会場内、ブースなどの撮影を行います。撮影映像の権利は主催者が有するものとします。

- 出展者は、会期中の出展物等の搬入、搬出、移動の際は、必ず主催者の承認を得た後に作業するものとします。期間中は主催者の承認なしに出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。また、出展者は、搬入・搬出・装飾に関しては、会場の使用規定、防災ガイドライン、消防法等に従っていただきます。標準ブースに設置される標準装飾物の破損、紛失については、出展者が原状回復の責任を負うものとします。ただし、天災等の不可抗力と主催者が認める理由により生じた破損、紛失についてはこの限りではありません。
- ブース内に出展物及び装飾物等は、主催者より通知される期間に、搬出を完了してください。その時まで搬出されないものは出展者の費用及び危険負担で主催者により撤去されるものとします。
- 東京都火災予防条例により、会場内において、所定の場所以外での喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込み、通路・非常口・屋内消火栓及び消火器の使用に障害になる付近に物を置くことは禁止いたします。

第10条 損害賠償

- 主催者は、理由の如何を問わず、出展者及びその従業員または代理人が、ブースを使用または占有することによって発生した人、物品及び施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。出展者は、主催者に対して、自己の責任においてブースを安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、全ての損害につき賠償責任を負うものとします。また、事故等の発生時には直ちに主催者へ届けるものとします。
- 主催者は、本勉強会期間中、常時会場の管理、安全性と保安に最善の注意を払いますが、出展物の盗難、紛失、棄損、火災及びブース参画者ブース内における人災等災害の発生に対して損害賠償等の責任を負いません。従って、出展者は会場への出展物搬入開始から撤去までの期間、自己防止に努め、必要と思われるものについて損害保険に加入するなど、展示物及び資材等の盗難、失火等に対して、それぞれの自己の責任において万全を期すものとします。搬入・搬出中は特に盗難・紛失の危険がありますのでご注意ください。
- 主催者が、自ら責任を負うべき事由によって本勉強会を中止した場合に限り、出展者がブースを使用できなくなったことについて、主催者は出展者に対して残余展示日数を基準として、日割り計算したブース出展料金の払戻を行います。これをもって補償の全てとします。なお、主催者は、直接・間接的な自然災害による出展物の発生などの不測の事態、あるいは国、地方自治体などの命令または指示、その他不可抗力事由により出展者に生じる損害については一切の責任を負いません。

第11条 会期、開催時間の変更

主催者はやむを得ない事情により、会期及び開催時間を変更することがあります。この変更を理由として、ブース出展の取消、契約解除をすることはできません。また、これによって生じた損害は補償いたしません。

第12条 開催の変更及び中止

- 主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または本勉強会の開催を中止する決定ができるものとします。
- 主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、本勉強会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本勉強会の開催を中止する決定ができるものとします。
- (1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。
- 主催者が、(1)に基づき、本勉強会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であっても、出展者は出展ブース料及びオプション料の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。
- (5) ① 主催者が、(1)又は(2)に基づき、本勉強会の開催を中止する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の時点で、当該勉強会の出展料の全額を支払った出展者に限り、以下のA〜Iから1つ選択することができます。
 - 出展料(税込)の70%を主催者より返金
 - 主催者が本勉強会の代替として Web キャリア支援勉強会(以下「Web 勉強会」という。)を開催する場合には、本 Web 勉強会への振替出展(本 Web 勉強会の出展料は、本勉強会の出展料(税込)の50%とします。本 Web 勉強会の出展料は、本勉強会の出展料としてお支払いいただいた出展料(税込)のうち50%を本 Web 勉強会の出展料に振り替える方法でお支払いいただきます。残りの出展料は、出展者に返金いたします。)
 - 出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、主催者に通知するものとします。
 - 出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けられなくなります。
 - 主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該勉強会の出展料を支払っていない場合は、当該出展者は同勉強会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

第13条 準拠及び合意管轄

本規約ならびに「ブース出展契約」は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第14条 運営と免責

主催者は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができます。また、このブース出展規約に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。主催者はやむを得ない事情により、本勉強会の会期及び開催時間を変更することがあります。この変更を理由としてブース出展申込みの取り消しをすることはできません。また、これによって生じた損害は補償しません。

ブース出展規約の承認

全ての出展者はこのブース出展規約及び主催者が制定して出展者に通達した規則を承認するものとし遵守しなければなりません。このブース出展規約は今後、変更・修正の可能性がございます。

制定 2022年9月1日